

## 道路一時使用届出書について

次のような行為をする場合、道路一時使用の届出が必要です。

- (1) 番組、映画等の撮影
- (2) 民地の工事に係る車両等の設置
- (3) 祭礼行事
- (4) イベント
- (5) その他市長が必要と認める事由

■提出先 別府市役所3F 都市整備課

■提出書類（正・副2部）

- 道路一時使用届出書
- 位置図(交通規制ラベルを貼付したもの) 3枚
- 使用状況が分かる書類
  - ・道路規制図
  - ・看板配置図
  - ・写真
  - ・概要書
  - ・承諾書(写) ※全面通行止時のみ必要
  - ・その他必要書類

届出書に不備がなければ、副本に受領印を押しお返しします。  
届出ですので、許可書等は発行されません。

■次の手順を参考に使用の3日前までに必ず連絡してください。

	別府市生活環境課 清掃事務所 0977-66-5353	別府市消防署 0977-25-1122
全面通行止め	連絡する	連絡する
片側通行止め	なし	連絡する
車線減少・幅員減少	なし	連絡する

※全面通行止めを行う場合には「道路工事届出書」、別府市消防本部警防課へ提出してください。

その他

- ・本届出は、市道等別府市が管理する箇所の使用のみが対象となります。  
届出前にホームページで市道の確認をしてください。
- ・使用開始の7日前までに届け出てください。
- ・本届出とは別に、必要に応じ警察署から道路使用許可を受けて下さい。